

社団法人宮崎県物産貿易振興センターが運営する特定施設における販売等に関する規程

平成21年10月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、社団法人宮崎県物産貿易振興センター（以下「センター」という。）が運営する特定施設において、商品の展示及び販売（以下「販売等」という。）を行う場合の取り扱いに関して定めるものとする。

(特定施設)

第2条 特定施設とは、みやざき物産館、新宿みやざき館及び大阪支部、福岡支部をいう。

(商品)

第3条 特定施設で取り扱う商品は県産品に限るものとし、県産品とは、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 県内の素材を利用し、県内で製造し、販売しているもの
- (2) 県内の素材を利用し、県外で製造し、県内素材を利用していることを明示して、主に県内で販売しているもの
- (3) 県外の素材を利用し、県内で製造し、販売しているもの

2 前項の規定にかかわらず、商品を販売するに当たって必要な資材、及び本県で開催される公益的行事等に関連するものを商品として取り扱うことができるものとする。

(出展者)

第4条 出展者とは、前条に規定する商品を製造、販売する者で、かつ次の各号を満たす者とする。

- (1) 県内に主たる事業所または支店等を有していること
- (2) 創業から1年以上の業歴を有していること
- (3) 食品事業者は所轄保健所の営業許可書または食品取扱証票を取得していること

2 前項の規定は、移動販売車による販売を営む者も含まれるものとする。

3 出展者となろうとする者は、あらかじめ出展申込書（別記様式1）をセンター事務局に提出しなければならない。ただし、センター会員入退会規則に基づく入会申込書を提出した者についてはこの限りでない。

(販売)

第5条 センターは、出展者から預かった商品を販売し、売上金から手数料を差し引いた代金を出展者に支払うものとする。

(商品企画会議)

第6条 センターは、毎月第1木曜日及び第3木曜日に商品企画会議（以下「会議」という。）を開催するものとする。また、該当する日が祝祭日の場合は、直後の平日に開催するものとする。

2 会議は、センターの事務局長、事務局次長、総務企画部長、営業部長、営業課長、営業課

主任、及びその他事務局長が必要と認めた者によって構成するものとする。

3 会議は、事務局長が議長となり、営業部が事務を所掌するものとする。

4 会議は、第3条及び第4条の審査を行うとともに、みやざき物産館における商品の取り扱いについて決定するものとする。

5 会議は、前項の審査結果を速やかに申請者に通知するものとする。

(商品登録)

第5条 出展者となろうとする者は、販売等する商品について、あらかじめ次の書類をセンターに提出するものとする。

①商品規格書（別記様式1）

②金融機関指定書（別記様式2）

③品質保証に関する確約書（別記様式3）

④商品見本

2 センターは、前項第1項に定める商品規格書を基に、商品を商品台帳に登録するものとする。

3 第1項第2号の金融機関指定書は、変更がなければ初回以降は省略できるものとする。

(手数料)

第6条 センターの手数料は、別表1による。

(売上金の支払い)

第7条 センターは、毎月の商品売上代金から手数料を控除した額を翌月の15日までに出展者に支払うものとする。

附 則

1 この要領は、平成21年10月1日から施行する。